

用地調査等共通仕様書 新旧対照表（別記4～別記16）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>別記4 土地評価業務要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)作成)</p> <p>第2条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第6.8条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。</p> <p>一 用途地域及び同一状況地域の区分</p> <p>二 同一状況地域に係る標準地の選定</p> <p>三 取引事例等土地評価資料の選定</p> <p>四 標準地の評価</p> <p>五 その他調査職員の指示するもの</p> <p>2 受注者は、前項の業務(ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。)を行うに当たっては、調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。</p> <p>第3条～第19条 (略)</p> | <p>別記4 土地評価業務要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)作成)</p> <p>第2条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第6.7条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。</p> <p>一 用途地域及び同一状況地域の区分</p> <p>二 同一状況地域に係る標準地の選定</p> <p>三 取引事例等土地評価資料の選定</p> <p>四 標準地の評価</p> <p>五 その他調査職員の指示するもの</p> <p>2 受注者は、前項の業務(ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。)を行うに当たっては、調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。</p> <p>第3条～第19条 (略)</p> |
| <p>別記12 居住者調査積算要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(仮住居等補償金の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表(様式第117号)を作成するものとする。</p> <p>一 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般屋内動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出する</p> | <p>別記12 居住者調査積算要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(仮住居等補償金の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表(様式第117号)を作成するものとする。</p> <p>一 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建物に一般屋内動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出する</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>こと。</p> <p>二 仕様書第9.6条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、監督職員の指示による工法とすること。</p> <p>三 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。</p> <p>四 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。</p> <p>五 1平方メートル当たり月額標準家賃は、<u>調査職員の指示</u>によること。</p> <p>六 月額現在家賃は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。</p> <p>七 仮住居補償期間は、当該建物の移転工法に基づき、標準書により求めること。</p> <p>八 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示により行うこと。</p> <p>九 端数処理は、第4号に定めるところにより算出した面積について小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>十 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。</p> | <p>こと。</p> <p>二 仕様書第9.5条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、監督職員の指示による工法とすること。</p> <p>三 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。</p> <p>四 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。</p> <p>五 1平方メートル当たり月額標準家賃は、<u>標準書</u>によること。</p> <p>六 月額現在家賃は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。</p> <p>七 仮住居補償期間は、当該建物の移転工法に基づき、標準書により求めること。</p> <p>八 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示により行うこと。</p> <p>九 端数処理は、第4号に定めるところにより算出した面積について小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>十 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。</p> |
| <p>第3条～第6条（略）</p> | <p>第3条～第6条（略）</p> |
| <p>別記16 土地調書及び物件調書作成要領</p> <p>（土地調書の作成）</p> <p>第1条 受注者は、仕様書第4.2条から第6.6条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第132号）を作成するものとする。</p> <p>一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人（土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。</p> <p>二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。</p> <p>三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。</p> <p>四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。</p> | <p>別記16 土地調書及び物件調書作成要領</p> <p>（土地調書の作成）</p> <p>第1条 受注者は、仕様書第4.1条から第6.5条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書（様式第132号）を作成するものとする。</p> <p>一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人（土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。）の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。</p> <p>二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。</p> <p>三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。</p> <p>四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(物件調書の作成)</p> <p>第2条 受注者は、仕様書第<u>7.3</u>条から第<u>9.5</u>条及び第<u>10.9</u>条から第<u>11.2</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第133号）を作成するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> | <p>(物件調書の作成)</p> <p>第2条 受注者は、仕様書第<u>7.2</u>条から第<u>9.4</u>条及び第<u>10.8</u>条から第<u>11.1</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書（様式第133号）を作成するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> |